

な訴訟制度の拡充をめざすこと、これこそ、足利政権確立の基であるという確信であったろう。それは単なる一時凌ぎの処方ではなく、対關東・対後南朝の脅威をも一蹴できるような強固な幕府政権が必要とされている今、新將軍の威信にかけての發議ととれる。しかし、日記の内容にも時には作意が入ると推測すれば、就任間もない將軍個人に、そこまで覚悟があつたかどうかはいささか疑問である。

第三節 弘安の改革（徳政）に学ぶ

義教が將軍に嗣立された頃の社会情勢を考えると、所領興行と裁判興行が重要な課題の時期であつた。また、これらの懸案を解決することこそ「徳政」（撫民）と考えられていたのである²⁵。そこで新たな政治改革が必要とされ、その中心に据えられたのが訴訟制度の改革である。室町幕府が、鎌倉幕府の制度を手本とし、多くの制度が踏襲されていることは、すでに定説化しているところであるが、義教の政務にも、当然規模となつた前例があつたと考えられる。そうなる、そのモデルをどの体制に求めたと考えられるか。義教が前提とした体制を發掘し特定できたとしたら、それこそ、彼の御前沙汰体制を考察するうえで重要な鍵になる。彼が何をめざしていたのかその意図が、即、掴めるからである。

結論から言えば、それは貞時の「得宗専制政治」にあつたと考えられる²⁶。政権の座にある者にとって、訴訟の最終判決権を掌握・独占することこそ、政治権力の集中化（一本化）に繋がると考えたに違いない。義教が学習したその得宗専制体制がいかにして形成され、制度化するに至つたかを追つてみるのが、義教政権を知る近道になると考える。

それ故に、鎌倉時代後期から末期にかけて得宗専制政治が成立していったその過程を検討してみたい。そこでまず、安達泰盛と北条貞時の政治形態の検討を試みる。つまり、泰盛がめざした執権政治（合議制）から、

得宗貞時の専制政治へと移行した実態と意義を考察する。

1 安達泰盛の政治改革

二回にわたる蒙古襲来は、公武両政権の關係に変化を来したただけではない²⁷⁾。武家の社会そのものをも揺動させた。

幕府の異国警固対策が、結果的には、御家人制への変革を余儀なくさせたのである。鎌倉武家政権の根本は、御家人制度にあつたから、この問題は後々まで、深い禍根を残すことになる。まず、異国警固の士卒増員のために、庶子を惣領から独立的に掌握したことや、守護による地域の統率権の強化をはかったことは、元来、鎌倉幕府の支配の基礎となつていた惣領制の解体を促した。さらに、異国警固番役に非御家人をも動員した結果、(特に九州地方においては)御家人・非御家人の区別が曖昧になり、御家人としての身分が不安定になつたとされる。戦争による負担から打撃を受け、没落する御家人も少なくなつた²⁸⁾。幕府に恩賞²⁹⁾を要求しても、敵からの没収地がなかつたので、幕府としては分与する土地もない。零落した御家人が、先祖伝来の所領を高利貸、その他非御家人身分層の人々(凡下の輩)に売却する事態が生じたのである。歴史の必然とも言つべく蒙古襲来を機に御家人制は大きく変わつていった³⁰⁾。

一方、得宗北条家がこの機に乗じて権力を集中し、いわゆる専制化への促進をはかつたことは注目すべき事実である。

すでに時頼が、公式の評定とは別に、私邸で秘密の会議を行なっているが、時宗はこれを継承し、得宗私邸の政治会議(寄合)が、事実上評定制に代わる存在となり、制度化されるに至る。寄合には、北条氏の有力者・御家人・安達泰盛のような得宗と外戚關係にある者等、得宗勢力支持者とみられる少数の選ばれた人物が出席し、重要懸案を審議し決定した。

そういつた中であつて、蒙古襲来以後、表面化した社会の矛盾を何とか打開しようと幕府政治を主導したのが時宗と泰盛である。

泰盛の改革は將軍を中心に御家人の利益を守り、御家人を救済するための合議制をめざしたものであつたが、結果的にはその改革が泰盛がめざしたものとは異なつた得宗専制体制の基となつたのである。彼が本格的に改革に着手したのは時宗の死後、幼い貞時の外祖父として実権を握つたことによる。そこで、安達氏について少々説明を加えると次のようになると思つ(系図Ⅰ参照)。

頼朝以来の有力御家人層の中で、安達氏の権力が確立するのは盛長の子、景盛の頃と見られ、彼は両親と同様、源氏將軍家側であるが、その一方北条氏と手を結び、娘を時氏(泰時長男)に嫁している。障子を切り貼りして儉約の美德を教えたというエピソードの時頼母(松下禅尼)がこの人物である。したがつて、景盛は時頼母方の祖父になる。

さらに宝治元年(一二四七)、宝治合戦に成功、三浦氏を倒し、幕府内における安達氏の位置付けを確実にしたのもこの景盛である。「秋田城介」も彼以来であり、義景、泰盛へと相伝された。

幕府内における安達氏の家格とか所領高といつた面から見ると、トップに北条氏、次に足利氏、大江の子孫長井氏、安達氏、二階堂氏といったところであるが、北条氏との関係(外戚という地位³¹)を利用し、安達氏の政治上の発言権は強かつたと考えられる。また、泰盛は寄合の有力メンバーであり、恩賞奉行、越訴奉行、引付頭人、さらに陸奥守に就任しているが、制度改革の手腕が最もよく發揮されたのは、引付頭人としてである³²。

さて、弘安七年(一二八四)四月、時宗が三十四歳の若さで病死し、一族内では後継者問題で揺れた³³時期もあつたが、得宗に反抗の構えをみせた一門の北条時盛系統³⁴の勢力(註34の系図Ⅲ参照)を一掃し、十四歳の貞時を補佐し、故時宗の政治方針を推進したのは、連署の業時以下の北条氏一門と、外様御家人である貞時外祖父の安達泰盛であつた。特に泰盛が主導し貞時を執権に就け実権を握つたとみられている。

元々潜在しつつあった得宗権力と御家人体制との矛盾が表面化する切っ掛けとなったのが蒙古襲来であるが、その打開策として、弘安七年、一連の法令³⁵が次々に発せられた。いわゆる「新御式目」廿八ヶ条と呼ばれる法令がその最初とみられ、引き続き関連する法令が矢継ぎ早に発せられている。「新御式目」廿八ヶ条の内容は³⁶、九国社領回復令、九州御家人所領安堵令、一宮・国分寺興行令等多様である。また、前半一八ヶ条は將軍惟康³⁶、九の系図 参照³⁷に品格を求める等、意見書の奏上のようである。全体としては、御政道の御興行条々といったもので、後の「建武式目」のように、諮問に対する答申の様式をとっている。あるいは、「建武式目」も、この「新御式目」廿八ヶ条の様式に倣ったのかもしれない。それについては後日を期するが、この廿八ヶ条の法令は、僧侶、女子、俸約の奨励まで驚くほど広範な内容を含んでいるものである。

ところで、ここで問題としたいのは、この廿八ヶ条を奏上した泰盛の政治改革とは、(引付制度も含め)全体として何をめざしていたかである。

泰盛を得宗家の外戚として、その利益を代表する貞時を公方としたい人物と見るか、將軍を中心に御家人の利益を守らんがため、合議制を推進し、公正な裁判を行なおうとした人物と見るかである。(先学の研究には前者の立場を³⁸とっている意見もある。また、後者を支持している意見もある。)

これら一連の泰盛が行なった政治改革をどのように捉えるかは重要なポイントである。読み方如何によつては法令の解釈等も異なつて受け取れる。新御式目廿八ヶ条は、既述したように、追加法としては特異な形態であり、奏上の形をとっているが、この奏上対象者を誰に設定するかについても諸説ある。つまり、法令中にある「条々公方」の公方を將軍と考えるか、あるいは貞時とするかである。私は、將軍とする網野善彦説³⁹と同じ立場をとりたい。したがつて、後半の政治改革に関する規定についても同じ意見である。そしてこれらを実現するための具体的法令が、霜月騒動(弘安八年十一月)までの約一年半の間に立法化されたと考えたい。

その数は百ヶ条近い。笠松宏至は⁴⁰、これは驚くべき数字であると論じ、この数が示す立法作業に、意欲的で

前向きな政治が行なわれようとしていたことは確かであると見直し、その証と見ている。

当時このように勇断に政治を主導していた人物は、安達泰盛というのが一般的な見方である。これら約百ヶ条の法令中には泰盛の政治改革における二つの主張が看取される。

一つは、引付制度（裁判）の充実化である。

二つは、所領の興行である。

右にあげた二つのスローガンを見ると、六代將軍義教嗣立時の背景が想起されるが、これら二つの課題は中世の為政者にとって永遠のテーマだったのかとも思える。なぜなら、「新御式目」が弘安徳政の綱領（政策方針の基本）とまで称され続けたのであるから。

さて、次にこの場で、弘安七年（一二八四）八月十七日、「一ヶ条新御式目」について考えてみたい⁴¹。

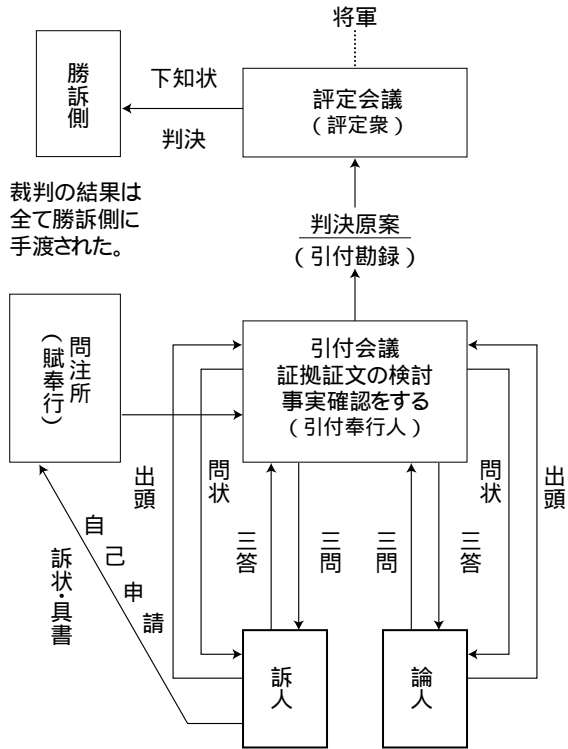
その前に、まず鎌倉幕府における訴訟手続⁴²を概略説明しておきたい。というのは、本論文のテーマが義教の訴訟制度にあるため、その特色を把握するには、鎌倉幕府の訴訟手続を概観することが近道と考えるからである。以下は、佐藤進一の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』から得たものである。

鎌倉幕府において、訴状は問注所内、所務賦（局）に提出される。所務賦では賦奉行が受け付け、訴状に銘を加え、順に従い五方引付の一に配賦する。

これを受け取った引付では担当奉行を選定し、審理が開始される。つまり、まず三問三答の訴状・陳状の交換（書面審理）が行なわれる。次いで訴人・論人（当事者）を引付の場に召し出して対決（口頭弁論）を行なう。その後、頭人・引付衆・奉行人の評議があつて、その結果、引付勅録事書（判決草案）が作成され評定沙汰（執権・連署・評定衆の合議の場）に上程されるのである。評定沙汰の確定を俟って、初めて正式の判決文が作られ、引付頭人の手から、勝訴側に手渡される（図1参照）。

佐藤進一は、これらの手続中注目すべき点は、引付が手続の大部分に関与するという点、特に重要なことは、

図1 鎌倉幕府の訴訟制度(所務沙汰)
(建治元年頃～霜月騒動の頃まで)



- 注1 当事者主義が鎌倉時代訴訟制度の原則であった。
 注2 訴訟対決のために、幕府は論人に召文（召喚状）を発する。
 注3 論人が召文三回に対してもなお出頭しない時は、訴人に理が
 あれば訴人の勝訴となった（召文違背、式目35、追加法276）。

引付が訴論人と直接に相対して審理を行なっていることであると指摘している。つまり、評定沙汰は、引付審理の書面を見て判断しているに過ぎない。間接審理ということになる。そこで引付審理の如何が、判決への鍵を握ることになり、当然、正確さが問われることになる。それを徹底させるには、引付に判決草案（審理の結果）に対する責任を持たせることであるとし、

こういった要望をみたしたのが、弘安の改革であると指摘している。

その泰盛が主導した改革の具体的な作業を、前掲の次の法令から知ることができる。

一連の法令中、弘安七年八月十七日発布の、「一ヶ条新御式目」⁴³のうち、次の二ヶ条について注目したい。

- A 一、引付勸録事（「鎌倉幕府法」追加法五五〇）
 B 一、頭人退座事（「鎌倉幕府法」追加法五五七）

である。

Aは、引付勸録（判決草案）を、一事案に一つとしている。つまり、一事案につき、二種以上の判断の提出を禁止している。

「止二途三途、可勘申一途」と法令中にあることから、これより以前には、おそらく、引付勸録が、二種、三種提出されたこともあったと推測される。Aの新法令により、一事案一判断の上提ということになった。このことは従来においては、引付は判決前の準備手続機関にすぎなかったものが、Aが制定されたことよって、判決手続機関の一部になったということになる。つまり、評定沙汰は判決草案の是非の決定だけをすればよい。この方法をとったことよって、その引付草案はそのまま判決文に記載されるということになる。故に引付は上程した勸録に記された判断文書に責任を負うシステムになった。これは大きな改正といふべきものである。

さらにこの法令に関連し、佐藤進一は、追加法五七六「引付評定事」⁴⁴に注目している。この法令の作成日を弘安七年八月三日と比定し、引付会議における二方引付の連合を禁止したこの意味を前述Aの追加法五五〇の意味（責任を負うこと）と同様に捉えられた。笠松宏至も同じ意見⁴⁵である。条文中の「一方一日廿ヶ条可申沙汰」については、室町時代に作成された『武政軌範』にも、一方引付は月に六回、一日廿ヶ条の案件を処理することが定められていると指摘された。こういつた点からも室町時代初期の訴訟制度に、泰盛らが作成したこれら新法令の主旨が取り入れてあるのが窺われる。この法令により、五方引付は各別箇に引付会議をし、その結果に対し責任を持つことになった。したがって、頭人や引付担当奉行人らの責任が、特に重要視されるようになったのは当然である。次いで、先の新法令中のB⁴⁶は、頭人自身の訴訟や、頭人が退座すべき理由⁴⁷のある訴訟を該頭人下の引付に賦るのを禁止しているものである。さらに弘安七年八月三日「引付衆并奉行人事」⁴⁸（追加法五四七）⁴⁸では、引付衆・奉行人等の監督を頭人の責任とし、裁許状の紙継目に頭人一人が裏判⁴⁹を加えたとした。これらの規則は頭

人の責任を明確にするものであったが、反面、責任の賦課はこれに対応する権限の賦与を意味したのである。その点に注目しなければ泰盛の立場は割り出せない。それは、次の一条により証明される。

一、召文問状事（弘安七年八月三日制定と推定）

引付頭人可下奉書（鎌倉幕府法）追加法五七五）

訴訟手続上の召文（召喚状）・問状は、弘安七年（一一八四）を境として、執権・連署加判の関東御教書による制度から、引付頭人の奉書の制度へと改正されたことを意味するものである。つまり、判決前の手続き段階に執権や連署の関与がなく、引付部局内で準備手続きを終了させるということになる。

この改正は泰盛の力があってこそ実現したものであるうか。佐藤進一は、引付頭人に対する強権の賦与として評価されたがまったく同感である。訴訟処理の迅速化にも繋り合理的な発想である。さらに佐藤は、このように引付頭人を強力な訴訟指揮の主体とする所務沙汰の手続は弘安年代に確立したとし、これを「引付責任性」と呼称した。そして、この引付責任性の確立を以て、権利保護において裁判を正確に行なおうとする精神昂揚の発露とし、建長以降進歩し続けた引付は弘安年代に至って完成期に達したと断言された⁵⁰。

泰盛の自信と勇断の改革として評価できるが、泰盛は、まだ他にも、時宗が残した懸案事項を解決しなければならなかった。貞時が幼かったこともあり、元寇後の社会の矛盾が表面化したこの時期、幕政を引っ張っていく使命感のようなものを持ったのかもしれない。その現われが百条にも及ぶ、膨大な法令の発給という形で示されたのである。それらを細目分析することで、当時の課題がいかなるものであったかを知ることができるが、泰盛という人間像を描く時、忘れてはならないのが御恩奉行としての活躍である。『竹崎季長絵詞』の建治元年（一一七五）十月の項にも描かれているごとく、任免の時期は定かではないが、泰盛がその任にあったのは確かである⁵¹。元来

「威勢先祖二越テ人多ク随キ」（『雑談集』）と言われた程の人物であるが、文武に秀で、若い頃より將軍に近侍したその経歴から、將軍と御家人とを結ぶ最重要ポストである御恩奉行⁵²に任じられたと推測する。御恩の沙汰は評定を経ずに、直接將軍仰を承るわけだから、時宗が恩賞地を拝領する時にも、実際に伝えた（下知した）のは泰盛である（『建治三年記』六月十三日条）。

鎌倉殿と御家人の主従關係を「御恩と奉公」と呼称するのは通例であるが、この御恩奉行こそ、將軍代行者とも言うべきものではなかったのだらうか。だからこそ泰盛は政治改革をここまで押進めることができたのである。ただ単に、北条貞時外戚という關係からだけでは、ここまで断行できなかったと考える。

また、当代御家人中、第一の權勢を誇り得たのは、將軍に信賴されたからであり、その信賴關係により、周囲を圧倒し、北条氏を凌ぐほどの權力を手にしたと考えられる。この頃の將軍は惟康親王（宗尊親王息）であるが、既述新御式目出八ヶ条に表象された如く、泰盛にとって幕府の最高指導者は、將軍その人でなければならなかったと推断されるのである。

そしてこの時期、泰盛の立場にたてば、こういった前述の如くの強力な政治改革を断行していくためには、強権の行使が必要だったわけで、それが彼の陸奥守就任であり、高野山登山道の町石しかりである。

しかしながら、この泰盛の勢いが反感を買い、御内人の平頼綱と対立した。弘安八年（一二八五）十一月十七日、クーデターが起った。これがいわゆる霜月騒動（弘安合戦）である⁵³。

弘安七年（一二八四）四月、北条時宗が没し、七月に幼少の貞時が後継者となったが、この頃より外戚泰盛の權勢が急激に上昇したことは見てきた通りである。

弘安八年十一月十七日の朝、泰盛の死とともに構築されつつあった武家政治の理想、眞の執權政治は消滅したのである。

2 霜月騒動顛末・得宗専制政治

鎌倉時代の政治史を把握する場合、佐藤進一の見解である將軍専制政治 執權政治 得宗専制政治の三段階論が今日の通説となっている。本稿もこの説にしたがい論考を進めている。

さて、訴訟制度において、霜月騒動を境に裁判の理念が変化したと認められるところから、敢えてこの節では、泰盛政治から貞時政治への移行を記すことにしたい。

執權政治（合議制）は、突然のクーデターによる泰盛の死によって解体し、得宗専制へと転換した。裁判制度もこの時を期に、権利保護主義から職權主義へと移行した。しかし、得宗政治の原型は、すでに時頼の頃にみることができものである。既存の評定会議よりも、時頼私邸での秘密会議（寄合）が重視され、合議制がゆがみ始めたのである。かつて東国御家人の政治的主張の実現として現われた執權政治は、時宗・貞時二代の間に変質したとみることができる。將軍の理非決断の権限を評定会議に移管した武士階級自身による合議政治は、泰盛の死によって終わった。眞の執權政治は解体したのである。

得宗専制への画期となった霜月騒動を少述すると、大方次のようになると思う。

事件の直接の原因については『保曆間記』が伝えているが、それによると、「泰盛が嫡男秋田城介宗景ト申ケルガ僞ノ極ニヤ、曾祖父景盛入道八右大将頼朝ノ子成ケレバトテ、俄ニ源氏ニ成ケリ、其時頼綱入道折ヲ得テ、宗景ガ謀反ヲ起シテ將軍ニ成ラント企テ源氏ニ成由訴（略）」とある。安達泰盛息の宗景が、曾祖父景盛は、頼朝の子であったとし、にわかには源氏に改姓したこと、これらは安達一族が源氏に代わり將軍位をねらっている現われとし、だから平頼綱によつて滅ぼされたというのである。また、泰盛が源氏重代の名刀髭切丸を持つている点にも疑いを掛けられ誅殺されたと伝えている。

この所伝の眞偽はともかくとして、当時このような風聞が立つほどまでに、泰盛には権勢があったと理解できる。言い替えれば、幼い貞時を中心に外戚泰盛と乳父頼綱が権力闘争をしたということになる。

巨視的に捉えると、御家人（外様）の利益を代表する泰盛派と、御内人の利益を代表する頼綱派が対立し、弘安八年（一二八五）十一月、先手をとった頼綱派によって、泰盛派が滅ぼされた事件といえるだろう⁵⁴。驚くことに、この時、当時の最高実力者泰盛以下有力御家人五百余人が討たれたのである⁵⁵。

連座は、上野・武蔵の有力御家人の他に地方にも波及し、肥後・信濃・尾張等で泰盛与党が滅ぼされた⁵⁶。

弘安九年（一二八六）の岩門合戦も霜月騒動の余波と考えられている⁵⁷。事件後の余波は、かなりの勢いで各地に波及していたことが次の法令によって想像される。

一 弘安合戦与党人事

自今以後、賞罰共、不可有其沙汰、（鎌倉幕府法）追加法六四三）

右の法令は、平禅門の乱で内管領平頼綱が滅んだ翌年、永仁二年（一二九四）六月二十九日に発給されたものである。つまり、弘安合戦（霜月騒動）与党人の賞罰は今後一切行なわないとしたものである。このような法令をこの時期に出すほどに余波は続いていたことが推測される。ところで、この法令を発給した貞時の真意は、いったいどこにあったのだろうか。鎌倉以外のその他各地に住する御家人衆からの強い反発を、慰撫する意味があったといえるだろうか。乱後の泰盛派の大量復活と併せて、貞時流の批政匡正ともとれるが、貞時の柔軟政策は一時的なものに過ぎない。

話が前後したが、抑々、泰盛派を倒した勢力は、得宗家に仕えた御内人たちであった。彼等は得宗被官グループで、本来的には御家人より一段低く見られている階層の人々である。しかし、得宗被官の之首・頼綱は内管領と呼ばれ侍所頭人に任じられ、寄合にも参画するなど、すでに時宗生存の頃より泰盛と対立関係にあったと見られている。その状況は次に引く前田育徳会尊経閣文庫『建治三年記』にみえる「御寄合」が伝えている。評定以後、寄合

が開かれていることや、安達泰盛、平頼綱が同席していること等が窺われる。

二十五日、晴、評定老

一 山門事（略）

評定以後、城務・康有・頼綱・真性（平）被召御前、有御寄合（安達泰盛）

一 院宣・諸院宮令旨・殿下御教書事

因幡守（長井頼重）可奉行

一 諸亭事

先度、因幡守（長井頼重）可奉行之由、雖被仰、改其儀、下野前司（藤原親定）可令奉行

一 宿次事

先度下野前司（藤原親定）可奉行之由、雖被仰、改其儀、備後民部大夫（三善政康）可令奉行

一 番役並篝屋事

奥州・越後（北条時村）左近大夫（北条時國）將監兩人、差代官可令奉行

一 沙汰日々目録・孔子等事

周防左衛門尉可令勤仕

此外条々者、先度注文不可有相違也（『建治三年記』建治三年十二月二十五日条）

この日に登場した人物は、得宗時宗、外様御家人安達泰盛、御内人平頼綱、同真性（諏訪盛経）、法曹官僚太田康有である。康有は、この『建治三年記』の執筆者である。この段階で一人の得宗被官が寄合に出席していることには注目させられる。この実状は両者（泰盛、頼綱）の衝突を予感させるものである。

さて、クーデター（霜月騒動）の後、頼綱は、貞時がまだ若年だったこともあって幕政の実権を掌握した。「一向執政、諸人恐懼外之無他事候」⁵⁸と三条実躬が日記に書き残している。鎌倉から離れた京に住む公家らにとっても、驚きと恐怖の大事件として受け取られたことが伝わってくる。永年の政敵泰盛を倒し、御内人頼綱専権時代が到来したというわけである。彼を代表とする得宗御内人たちは、これ以後政界の表面にいきおい進出するようになるが、政治上では得宗専制政治と呼称されている時期になる。

ところが、結果的にみて、既述のごとく頼綱の専権も十年とは続かず、永仁元年（一二九二）四月、貞時の討手武蔵七郎らに攻められ自滅した。

弘安八年泰盛派として事件に連座した頼時、長井宗秀、宇都宮景綱などが幕府政界に復帰するが、これは一時的で反動的なものであり、霜月騒動以前の政治体制に戻ったわけではない。これこそまさに、成人し独り立ちした貞時による得宗専制政治の開始であった。管見のかぎり、貞時の得宗専制における強引な権力集中は、弘安・永仁のこの二つの乱（霜月騒動・平禅門の乱）の後に現われたのではないかと思う。貞時が、頼綱の秕政匡正を旗印に、引付を廃し、執奏を置き、直断権を掌握し、訴訟審理機関を自由に指揮する。これはまさに独裁者の出現である。特に、貞時が引付を廃止し、新設した「執奏」は注目に値する⁵⁹。

『鎌倉年代記』永仁三年には次のような記録が掲載されている。十月の項に「止引付、置執奏」とある点に注目してみよう。

六月、引付頭、一時村、二道鑑、三師時、十月、止引付置執奏、時村、道鑑、師時、恵日、宗宣、蓮瑜、宗秀等也、五月二十日、越訴頭宗宣、宗秀、十月又、置引付頭人、一時村、二道鑑、三道西^(増)、四恵日、五蓮瑜

右の記述から明らかなのは、三人の旧引付頭人と、越訴頭人大仏宗宣、恵日（金澤頭時）、長井宗秀、蓮瑜（宇

都宮景綱)らが執奏の任に就いたというものである。この制は、引付制度に似ているがまったく異なった性格を有しているものとされる。「執奏の制は、全ての最終決定権は貞時にある。執奏は、ただ資料の提出と意見具申をするのみ」という。私は以前からこの執奏に注目してきたが、この制度は、後の足利六代目將軍義教の御前沙汰の伺事の場合によく似ていると思う。つまり、ここにいる執奏七人の役目は、義教の御前沙汰に伺候した御前奉行に類似する。貞時が一人、判決の権限を握ったとされるこの場の貞時の姿もまた、義教の立場によく似ていると思う。しかし、この制度は一年で廃止されている。この点は義教とは異なる。

ところで、霜月騒動の性格を、外様(御家人)と得宗御内人の衝突と捉える通説とは別に、御家人層内部の惣領制の矛盾として捉える見解もある。

それは、安達派として死亡した人脈から、武蔵・少弐氏の一族内、惣庶関係の矛盾や、小笠原氏一統の吉良、今川、佐々木、佐原などが、一方が誅されたのに対し、他方は抽賞され生存していること等、族内家督争奪戦の様相もみられることによる⁸⁶⁾。

つまり、御内派の中にも(利害が一致すれば)御家人が含まれていたとする見解であるが⁶¹⁾、基本的には、佐藤進一説⁸²⁾が正鵠を得た見解と私には思える。

評定と引付の二重審理が裁判の迅速化を損なうという理由で、一旦廃止になった引付が、永仁三年(一二九五)十月二十四日に復活している点には注目される。しかし、幕府の基本的理念は、「権利保護よりも、職権による秩序の維持を優先する」にあったのである。

貞時流理念による政治改革は、裁判の迅速化、合議制の否定、貞時一人による判決権の掌握である。貞時の権力の基は、執権職ではなく、得宗家嫡流としてある点が特色といえよう(系図 参照)。

時頼・時宗以来の寄合(重要秘密会議)は、貞時・高時も受け継ぎ、政務決裁の場としての制度的な機関となった。寄合は、評定衆・引付衆のもつ本質的な意義を消滅させる因となったことは勿論である。

遠江守兄弟俱非分被誅候了、同年二月十五日六波羅(北条時輔)式部丞被誅候、今年又城入道、十一月十七日被誅候了、皆雖御存知事候、無常之理、銘心腑候、凡此十余年之式、只如踏薄氷候き、今既其之罪当身候之間、不運之至思設事候、明日払晝総州下向候、金澤郷事、不可有子細之由被仰下候之間、歎之中喜此事候、猶々祈禱偏歎存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

弘安八年二月二十一日

越後守頭時在判

進上称名寺方丈侍者御中

『(妙性長老) 神奈川県資料』Ⅱ、一〇三三号。変体かなは現代用語かな文字に読解している)

この書状によって、文永五年(一二六八)、時宗が執権になった時分から、すでに外様、御内の対立が始まっていた事実が想像される。そういった中であって、頭時らが戦々恐々としていた様子が伝わってくる。

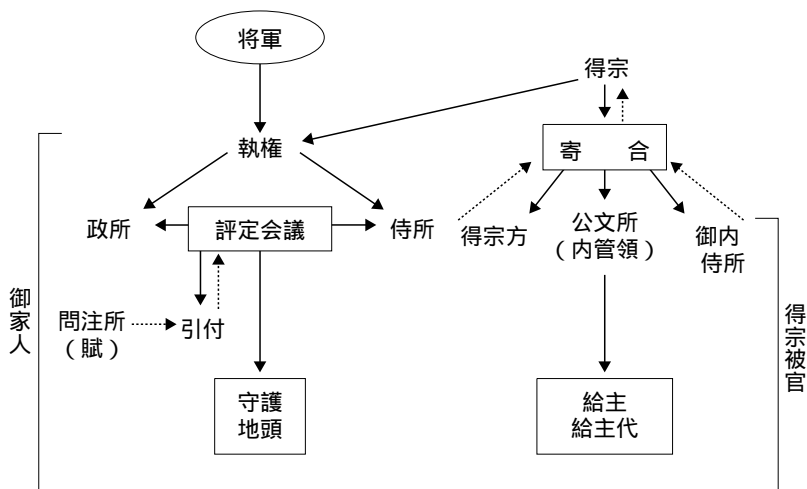
3 弘安德政の理念と評価

泰盛の政治改革(弘安德政)の目的は、まさしく將軍権力の確立にあった。身分的には高貴な皇族將軍に、実際にはどれ位の期待をかけることができたのかは疑問である⁶⁴。しかし、「世八ヶ条新御式目」にこめられた精神は、若き將軍惟康に奉じた武家政治の理想である。実はこの立法の草案者はわかっていないのだが、現在までのところ、安達泰盛とする説が一般的になっている。実際、この時期、このような奉上ができる人物を、安達泰盛の他に考えられるだろうか。私も泰盛として間違いないと思っている。

ところが、予期せぬで起こった。幕府御家人層の信頼を一身にあつめていた泰盛ほどの政治家が、十一月十七日、隙をつかれたように倒されてしまったのである。

「新御式目世八ヶ条」の日付が前執権時宗没後、一ヶ月半後と記されているが、これは迅速な処置である。時宗

図2 得宗専制支配関係図



注 ←……と ←は上申・命令の伝達経路を示す。
 出典 網野善彦『蒙古襲来』下、229頁を一部参考。

没後の政治的混乱の回避策として急ぎ制定されたことが推測される。また、翌年十一月の霜月騒動までの間に次々に立法されている。これらの法令の中に見えるものは、かつて、北条泰時によって確立を見た、武家による執権政治（合議制）の精神である。御成敗式目が制定された泰時時代と同様、あくまで、上には権威の象徴たる將軍を戴かなければならない。「御恩と奉公」の再確認のために、將軍惟康を上へ仰ぐ必要があった。泰盛は武家の棟梁將軍を仰いでこそ、全武士団を統率できると信じたにちがいない。

將軍に御奉公する御家人による合議政治こそ、泰盛が構想した理想的な政治体制であったと思う。

他方また、幕府官僚機構の之首として位置する貞時も泰盛政治にとって重要不可欠な人物であったことは間違いない。しかし、貞時は將軍ではない。頼朝以来、営々と続いできた御家人層から見れば、貞時もまた、御家人の一人に過ぎなかった。

そしてまた、すでにこの頃、政治の中核に入り込んでいた得宗御内人は泰盛の政治方針には従えない状態になっていた。

時宗時代における御内人平頼綱は、寄合には常時参画していたし、また、侍所所司にまで抜擢されていたのである。

ところが、時宗死後の幕政は誰の目から見ても泰盛に主導されていた。内管領頼綱は、得宗家御内として実力をつけ進出した階層ではあったが、所詮 將軍陪臣に過ぎない。時宗時代の性急ともいえる御内人起用に泰盛をはじめとする御家人らの間には、危機感や不快感が生じていたとも考えられる（図2参照）。

両者の対立は避けられない状況にあった。そこで衝突、勃発したのが霜月騒動と後に呼称された大事件であった。これは御内人らのルサンチマン的行動とも捉れる。

ここで、一言付け加えておきたい。泰盛はあくまで御家人主体の幕政の運営や立法を企図してはいたが、御内人らを倒すつもりはなかったと思われる点である。そこが、頼綱とは異なるところである。

御内人にむけての法令も残されているので書き記しておこう。これらは、「御内」と傍註の付されているものもあり、厳密には、幕府法ではなく、北条氏の法令であるとするものであるが、また一方、単なる領主法として見ることはできない、幕府法の一部として見るべき法令とされているものである⁶⁵。

- 一 恒例臨時公事間事（「鎌倉幕府法」追加法四九〇）
- 一 御内領内寺社別当供僧等事（同追加法五六一「御内」と傍註 御判有之、貞時一四歳）
- 一 安堵事（同追加法六一三「御内」と傍註）
- 一 所領年貢事（同追加法五四五）

右に示した四ヶ条のうち、追加法五四五は、笠松宏至によると、追加法四九〇に法令の内容がよく似ていると指摘があったものである。「別納之地」、「政所例郷」等、御内に関係した文言で立法されているものである。

最後に、クーデター当日について覗いておこう。

十一月十七日朝、先手を打った頼綱は泰盛を斬っただけではなく、兵を甘縄の安達邸にやり、一族とその与党外

様御家人を滅ぼした。

驚いたことに、この時、將軍惟康の館にも兵火が及んだという記述（『保曆間記』）を信じれば、平頼綱にとつて將軍を戴いた執権制などまったく意味のないものであったことが歴然とする。彼にとつて重要なのは貞時であり、御内人が横行できる得宗専制政治であった。

ここに両者、泰盛と頼綱の大きな意見の違いがあつた。つまり、時宗没後の政治方針の違いである。したがつて一方がもう一方を倒す結果となつたのである。

しかし、注目すべきことは、霜月騒動後の幕府政策の中に、泰盛主導の弘安德政の法令中、消滅してしまつたものより形は変えたとはいへ、得宗権力に受け継がれたものが多い点である⁶⁶。こついつた側面からみても、幕政が主導権を行使し、永続していく真義を泰盛が作つたと言えるのではないだろうか。これは、弘安德政の法令が後の幕政の指標となつた点からも明らかである。結局のところ、泰盛の改革を得宗政権でも利用するものは利用し、それによつて貞時の専制体制が確立していったところから、既述の新御式目廿八ヶ条中の「公方」を得宗と受け取られる恐れはある。しかし、この公方は將軍をさしていることにまちがひなく、得宗ではない。以上が私の意見である。

「徒然草」で文武両道の人として描かれている泰盛の一連の政治改革（弘安德政）で手掛けた諸政策の内、特筆すべきものは、引付の機能を制度的に最大限に保証し、泰盛主導体制の下に完成期に達したと評価されることである。笠松宏至は、「この完成は、単に鎌倉幕府訴訟制度のそれであるだけでなく、日本の前近代法というスケールで考えてみても、おそらく異例の完成であり、泰盛はその頂点に立つていた⁶⁷」と論じている。そして、その完成とは裁判における「是非の分別」を制度的に完成しようとするものであるとし、是非分別の立脚点を「事実」におく。これが引付 評定制を主軸とする鎌倉幕府裁判の理念であつたと論及している。だからこそ、三問三答・対決・証文や証言を調査し、真の事実を浮かび上がらせる（是非を究明する）。そのためには制度の完成が不可欠で

あつたということになる。

以上の政治改革や制度は、少しずつ形を変化させながら、建武政権・足利政権へと受け継がれていったと確信する。後の権力者たちは、思い思いに先行制度を範とし、利用し、改正し、独自の政権を確立していったと考えられる。専制をめざした足利義教は、独裁者貞時の得宗政治を参考にしたと推測される。そこで、貞時政治との比較検討の必要性から、まず、義教の訴訟決裁の方法を次章で考えてみよう。